氏 名 **堀** 裕

学位(専攻分野) 博士 (文学)

学位記番号 文 博 第 158 号

学位授与の日付 平成12年3月23日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科•專攻 文学研究科国史学専攻

学位論文題目 天皇の身体と平安期の国家・社会

(主 查) 論文調查委員 教授鎌田元一 教授勝山清一 助教授吉川真司

## 論文内容の要旨

身体とは自然に存在するものではなく、政治的・社会的なものであり、特に王の身体の場合、王が王であるために、王個人が国家を統治するための正統性を内包する必要がある以上、他の身体とは明確に区別された存在である。王の身体を分析することは、当該期の国家や社会の特色を考えることに他ならない。

本論文は、このような視点に立った上で、平安期の「天皇の身体」に関わるこれまでの研究について、次のように批判する。第一に天皇をめぐる研究は、七世紀から九世紀前半と十一世紀後半以降において論じられることはあっても、その間を含めて通時代的に論じられることがあまりなかったということ、第二に平安期を中心に、王権の問題として摂政・関白や院の分析は行われるものの、天皇それ自身の変化についての検討や天皇と当時の国家や社会との関係などがいまだ充分に明らかにされていないということ、などである。

そこで本論文は、九世紀から十一世紀を中心として、「天皇の身体」の変化を追求する(第一章、第二章、第三章)と同時に、その変化が国家や社会とどのように関係しているのか、特に社会集団との関係(第二章、第三章、第四章)や文化的規範として浸透して行く様相(第五章)を明らかにすることを目的としている。ただし、地域としては都を中心とした範囲に限り、かつ貴族社会よりも僧侶集団との関係に重点を置いて分析が行われている。その結果、七世紀半ばに存在する画期を前提に、平安期に引き起こされる主に二つの画期を経ながら段階的に「天皇の身体」が展開していく様相を明らかにしている。九世紀前半に天皇の周辺で生じた「天皇の身体」の中に存在する抽象的な側面と個人的な側面の分離は、十世紀後半から十一世紀前半にかけてほぼ完成し、しかもその影響は都を中心とした貴族社会・僧侶社会を巻き込みながら展開するようになる。その後十一世紀後半から十二世紀にかけて、権門体制・顕密体制が本格化し、その変化は全国的に構造化されていく、と論じるのである。

第一章では、九世紀前半の画期を経て、十一世紀前半以降には、在位中の天皇が没しても、「如在之儀」を用いることにより、しばらくの間その死は隠蔽され、死後しばらくしてから皇位と無関係な貴族等と同じように、追善供養を充分に行うことのできる太上天皇の死として扱われるようになることを明らかにした。六・七世紀の大王の肉体の死が、直ちに大王の死として認められたのとは異なり、天皇は天皇という地位にある限りその肉体の死が認められなくなったのである。この制度の成立によって、天皇はその地位が極端に重視されるようになり、地位の連続性が強調されるようになる。このような現象は、それまで天皇が即自的に神聖性を確保していたため、死んでも天皇として扱われていたものが、個人的・人間的な要素が消滅して権威化し、仏教や三種の神器など外部から権威付けを行う必要が生じたために起きた現象だと論じている。

第二章では、天皇を日常的に守護する護持僧の成立と展開について、基礎的な史料の整理・検討を行っている。結果、僧綱制度の変化により九世紀後半に護持僧の初見が確認され、権門体制が展開していく十一世紀前半に護持僧の人数増加や制度の整備、護持僧が重要であるという意識が増大していること、その後十一世紀後半から末にかけて護持僧が行う長日三壇御修法が成立し、密教を行う権門寺院による護持僧の制度が完成することを明らかにした。このような制度の展開を守護される天皇の側からみれば、護持僧と関連する二十二社制度とともに、その身体の危機に対して常時守護が行われるように段

階的に変化してきたのである。特に長日三壇御修法の成立は、これまでの怨霊に対する守護など直接的に身体に関わる問題だけでなく、護持僧による守護が即座に鎮護国家を意味するようになるなど、天皇のより象徴的な側面を強調するように変化したのだと論じる。

第三章では、天皇の建立する寺院は、七、八世紀には東大寺を始め多くは大寺として仏教制度史上重要な位置を占めていたが、長岡京・平安京遷都を経た九世紀になると大寺となる寺院は、東西寺を除き存在しなくなる。天皇建立の寺院であっても、御願寺として他の一般寺院と同等の定額寺の中に位置付けられたためである。それは第一に新たな寺院・僧侶統制であった。なぜならば九世紀の都周辺に展開する御願寺を中心とした寺院群は、単なる定額寺ではなく、大寺に籍を持つ僧侶が居住する寺院であり、国家から官僚制度や法会を通して保護・統制を受ける存在であった。第二に天皇からみれば、大寺が建立できないという点は天皇個人の祈願に対する統制であった、と論じている。

第四章では、平安期の社会集団の展開を明らかにするために、一例として法脈(仏教の教えを代々受け継いでいく師弟関係)を基軸とした僧侶集団「門徒」を取り上げている。「門徒」は、八世紀には「宗」という形で国家から把握されていたが、九世紀後半より徐々に宗単位ではなく、師弟関係毎に形成されたより個別の「門徒」に対して、寺院が付属するなど変化が生じていたとする。この後の変化については、密教の師である阿闍梨という地位を分析することで明らかにしている。真言宗では、元来唐から直接受法した法脈に対して阿闍梨を与えていたが、十世紀末以降は個別の門徒に対して、功績や有力貴族との繋がりに応じて阿闍梨が与えられるようになる。天台宗でも、阿闍梨の分析から山門・寺門の分裂がすでに九世紀末から十世紀初めにあり、その頃に阿闍梨が個別の門徒に付属し始める。それが十世紀末から十一世紀初めに全面的に展開する。本来は法脈を管理する集団であった真言宗や天台宗といった「宗」あるいは、「根本の法脈」を基礎とした集団は、内部から個別の門徒が出現し、それを国家が認知することによって改変がなされていったとする。

十世紀末から十一世紀初めには、僧尼統制機関である僧綱の職でさえも譲与されはじめ、「門徒の原理」が浸透するようになる。ここに宗単位だけではなく、門徒を単位とした統制が明確に表出するようになった、と論じるのである。

第五章では、第一章で明らかにした天皇の死の変化を国忌や山陵の分析から補強するとともに、天皇の死の変化が都の王家や貴族等を中心に、文化的規範としてどのように浸透し、影響を与えて行くのかを明らかにしている。六、七世紀頃の埋葬前の死体は慰霊の対象であり、殯宮に置かれ、生前の世俗的な栄誉などを語りかけられていた。八世紀初頭になり、殯宮の実質的な衰退とほぼ入れ替わるようにして、墓や寺院が慰霊の場として注目されるようになるが、なお八世紀から九世紀初めにかけての埋葬前の死体は、慰霊の対象として位置付けられている。九世紀前半になると太上天皇が天皇とは異なる「ただ人」であるために、埋葬前の死体に対して、国家による喪葬も行われないし、かつて天皇であったという世俗的な栄誉によって慰霊されることもなくなったことを明らかにした。こうしだ現象は「薄葬」意識や浄土教などにも支えられながら、王家だけでなく貴族層の間にも徐々に浸透していった。その結果、十世紀後半頃にはほぼ新しい枠組みが完成するとしている。

この転換の結果引き起こされた現象については次のように論じている。第一に、埋葬前の死体が慰霊の対象でなくなり、まさに「死体」であることが意識され、ケガレたものとして極端に忌避され始めたこと。第二に世俗的な栄誉による慰霊が無用になったため、生前や死後すぐに王位や官職など世俗的な地位から離れる方法が形成され、規範として浸透していったこと。それは「ただ人」になることであり、遺言や出家することである。第三に、こうした現象の背景の一つに浄土教の浸透が挙げられることである。

## 論文審査の結果の要旨

日本史における固有の、しかも退けて通ることのできない重要な課題として、天皇制の問題がある。古代の歴史過程のうちに発生・成立した天皇は、その後の各時代を通じて、その時々の国家構造と連動しつつ、したたかな変貌を遂げて今日に至っている。

古代・中世の天皇について、国家構造との連関においてそれを正面から論じたものに石母田正や黒田俊雑らの研究があるが、論者はこれまでの諸研究を総括し、特に次の二点を指摘する。まず第一に、当該期の天皇をめくる研究は、七世紀から九世紀前半と十一世紀後半以降に集中し、その間を含めて通時代的に論じられることが殆どなく、九世紀に見られる変化から先、院政期に至るまで、天皇の地位・性格がどのように変化していったのかとなると、十分な研究がないこと、第二に、

平安期を中心に王権の問題として摂政・関白や院の分析は行われるものの、天皇それ自身の変化や、天皇と当時の国家や社会との関係などがいまだ十分に明らかにされていないこと、の二点である。本論文は、このような批判の上にたって、特に政治的・社会的存在としての「天皇の身体」の問題を取り上げ、九世紀から十一世紀を検討の中心に置きつつ、古代史全体を通してのその変化を追求し、同時に、その変化が国家や社会とどのように関わりあうのかを明らかにしようとする。古代から中世への変化を、天皇の問題を軸に、政治・社会・文化の各面にわたって総合的に把握しようとした意欲的労作である。研究史を整理し、本論文の目的と研究視角を提示した序章の他に、第一章「天皇の死の歴史的位置―『如在之犠』を中心に一」、第二章「護持僧と天皇」、第三章「御願寺と平安期の国家仏教」、第四章「『門徒』にみる平安期僧侶集団と国家」、第五章「死へのまなざし―死体・出家・ただ人―」の五章から構成されるが、その成果のうち、以下特に重要と認められるものについて述べることとする。

まず第一に、十一世紀前半、後一条天皇の死(長元九年〈1036〉)を画期として、それまでの「死ぬ天皇」の時代から「不死の天皇」の時代へと、大きな転換が見られることを明らかにした点があげられる(第一章)。すなわち「如在之犠」の成立により、在位中の天皇が没してもしばらくの間その死は隠蔽され、ただちに譲位による践祚の形式を踏んで新天皇が皇位を継承し、前天皇の死は死後しばらくしてから、追善供養を十分に行うことのできる「ただ人」たる太上天皇の死として扱われるようになったのである。かつての大王(天皇)の肉体の死が、ただちに大王(天皇)の死として認められたのとは異なり、天皇は天皇という地位にある退りその肉体の死が認められなくなった。このことは、天皇の地位が極端に抽象化され、地位の連続性が強調されるようになったことを意味する。「如在之儀」成立と同時に、皇位継承時には天皇のみならず摂関も切れ目なく補任されるようになり、天皇の死が皇位継承と完全に切り離されるに至ったことも明らかにされる。黒田俊雄は、古代の天皇が即自的に神聖性を保持する存在であったのに対し、中世になると天皇の権威の中に個人的・人間的要素が失われて権威の抽象化が進み、その超越性を説明するために、仏教的な帝王観や地位を象徴する「神器」の神秘や徳が語られるようになること、また、このように天皇が外部に権威を求めるようになるという限りにおいて天皇は「人」になったのであり、天皇という地位に相応しいかどうか、仏教や帝徳論などによって批判されるようになったことを指摘している。論者は天皇の死の検討を通して、初めてその大きな転換点が十一世紀の前半にあることを明らかにしたのであり、その意義は大きい。また殯儀礼や固関儀の変遷、九世紀前半における天皇と太上天皇の地位の差異化を通じて、「天皇の死」の在りかたを七世紀以来一貫して追求し、ここに至る変化の過程を具体的に跡づけた点も、初めての試みとして高く評価できる。

以上の点に関連して、より包括的に平安前期における死に対する観念の変化を検討し、「天皇の死」の変化が都の王家や貴族等を中心に、文化的規範としていかに社会に浸透し、影響を与えていくのかを解明しようとした第五章の成果も注目すべきものである。古代において死体は慰霊の対象であり、大王の遺体は殯宮におかれ、生前の世俗的な栄誉などを語りかけられていた。八世紀以後、殯宮の実質的な衰退にともない、墓や寺院が慰霊の場として注目されるようになるが、埋葬前の死体が慰霊の対象として位置づけられている点では変わりなく、その点は貴族層においても同様であった。しかし、九世紀前半には太上天皇が天皇とは異なる「ただ人」として認識されるようになり、埋葬前の死体に対して国家による喪葬も行われないし、かつて天皇であったという世俗的な栄誉によって慰霊されることもなくなったこと、こうした現象は「薄葬」意識や浄土教にも支えられながら、王家だけではなく貴族層の間にも徐々に浸透し、十世紀後半頃には新しい枠組みとしてほぼ定着したことが明らかにされる。このような情況を前提として、十一世紀前半には天皇の死そのものが否定されることとなるのである。平安貴族社会においてはケガレの観念が極端に肥大化するが、埋葬前の死体が慰霊の対象ではなくなり、まさに「死体」であることが意識されるようになったことがその大きな背景として存在すること、世俗的な栄誉による慰霊が無用となったため、遺言や出家など、生前や死後すぐに王位や官職などの世俗的地位から離れて「ただ人」となる方法が形成され、規範として浸透していったことなど、当該期の社会と文化を考える上でいづれも注目すべき指摘である。

その他,護持僧制度の完成に至る過程を精密に跡づけ、旧来の研究の誤りや不備を正して研究の水準を一新したこと、また、長日三壇御修法の成立は、護持僧による守護が単に天皇の身体の護持のみならず、即座に鎮護国家を意味するようになるなど、天皇の地位の抽象的権威化と密接に関わることを明らかにしたこと(以上第二章)、平安期の寺院・僧侶の統制制度について、新たに「本寺体制」なる概念を提唱し、その具体的な様態を多面的な考察によって明らかにしたこと(第三章)、九世紀以後における法脈を基軸とする僧侶集団「門徒」の形成過程を実証的に跡づけ、国家の僧尼統制が十世紀末から十一世紀初めには門徒を単位とするようになる事実を解明したこと、またその過程で、天台宗における山門派と寺門派の分裂が

通説より百年近くも遡り、九世紀末から十世紀初頭にはすでに認められることを明らかにしたこと(以上第四章)なども、いずれも重要な成果として高く評価される。

文章表現に少しく難があり、個々の史料解釈にもやや正確さを欠く点がないではないが、本論文の価値を大きく損なうようなものではない。上記以外にも本論文が明らかにした史実は多く、その着想の清新さとも相俟って、今後の一層の展開とその体系化が大いに期待される。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2000 年 2 月 24 日、調査委員 3 名が論文内容とそれに関連した事がらについて口頭試問を行った結果、合格とみとめた。